

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

週報 第十三號  
昭和十五年十月二十日  
（西暦一九三〇年十一月五日發行）

○帝國在郷軍人會の概要  
○幣制改革第一年に於ける  
支那の金融財政状態

（農林省水産局）  
（陸軍省新聞班）  
（外務省情報部）

○漁船保險法に就て

（本書の大さは墨を裏地A判）

申込 所 定 價

内閣印綱局發賣掛	一ヶ年（附金）	五	銀
（外國船主に於ける）	（城は三箇四十錢）	（要不料法）	
一ヶ年分未満者送銅希望の方は、			
部五錢の割合を以て附金を添へ算			
申込み下さい。			

東京市麹町區永田町二丁目二三  
九三九〇番  
全圖各地貿易服賣所  
東洋書翰株式會社  
（外務省）

（印綱者 情報委員會）

（刊行者 内閣印綱局）

（東京市麹町區大手町）

（官報附錄週報別刷）

（昭和十二年五月五日印刷發行）

（東京市麹町區永田町二丁目二三  
九三九〇番）

（内閣印綱局會合内）

（東京市麹町區大手町）

アシア歴史資料館  
Asia History Library

# 昭和十二年五月五日第三種郵便物登録 週報

號十三第

日二十月五年二十和昭

- 帝國在郷軍人會の概要
- 漁船保險法に就て
- 支那の金融財政状態
- 幣制改革第一年に於ける
- （國際時事解説）――

（農林省水產局）  
(陸軍省新聞班)

週報

昭和十二年五月五日第三種郵便物登録  
毎週一回(毎月五日發行) 第二十九號

（本書の大きさは國定規格A5判）

五錢

所	申込	定價
内閣印刷局	一部 一ヶ年(前金) 一ヶ年分未満配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	五錢 〔外國郵便に依る地 域は面額十錢〕 要不料送
東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舍内	内閣印刷局	電話九ノ内(2)三五二十九 振替東京一九〇〇番
東京市麹町區大手町 東京市總務局	全國各地官報販賣所	東京市神田横堀町ノ二三 振替東京九三五〇番
最寄書店・驛賣店	東都書籍株式會社	

官報附錄週報別刷

昭和十二年五月五日印刷發行

編輯者 情報委員會

東京市麹町區永田町

内閣總理大臣官舍内

東京市麹町區大手町



## 露光量違いにより重複撮影

# アシド邦際

革命直後のロシア、から新疆國完成のロシアへ、現しく彼地に在つて人類未聞の草い社會實驗を體験した唯一人の日本入たる著者が(昨夏歸朝)革命一破壊一建設の模相を著者自身の見聞談エピソードばかりを以て綴りしもの去る三月十日發行する、陸軍軍事新報は、誰もが言ひ得ざりし事をかくも大陸に公平に、吾國のロシア出版物の白眉、武人の筆と思へぬ名文開筆……

忽ちにして三萬五千部を賣りつくしたる名著。

本文三六五頁 特別寫真四十七葉(別刷り)

定價一圓三十錢(一四錢)

振替東京・駿河臺下

長佐大兵班開新省步兵陸軍

著三章秦

斗南書院

正

正しき政治の爲に

變つた國情

資本家居ない國

光の國と闇の面

日本人を憚ふ

来る大原野

喰きの元漢督夫人

國族の無い白人等

下宿場の戀物語

ニ友人の家庭

夜會の話に女中轉向

ガオルガの船頭

ある逃亡兵の話

大運河建設の際に

参り行く市民生活

五ヶ年計画の由來

ダナ人余賀の邸宅

先づ軍人と労働者多

切符制度の眞相

殺漢は死んで呉れ

移る世相

雨降つて地固る

キチの閉話

金が物言へぬ劇場

大學を卒へるまで

ロシア娘の戀想の夫

政治教育の實況

アシドの眞相

赤軍野外政令

正規兵百二十萬

軍械に伴ふ二種

國庫を覗みて

革命は東方にて決す

攻勢作戦に出づる

橋東經營

機制としての教育

新的内體

農業・戀愛・結婚

仲びゆく女性

定めた税金

宗教の都

科學の都

ヨルホーブ貴族

宗教なき國のXマス

貧困な巨頭の日當幕

ヨシアは若う勤く?

赤軍五人男

赤軍野外再建

兵卒・下士・將校

ウォロシーロフ

と語る

赤軍工作

巧妙な民族政策

ヨシアと外敵

世界難題の基礎成る

ヨシアは若う勤く?

赤軍工作

階級制度復活競闘

赤丁羅莫話

赤軍戰部指導方針

空から降る勝利

赤軍野外政令

正規兵百二十萬

軍械に伴ふ二種

國庫を覗みて

革命は東方にて決す

攻勢作戦に出づる

橋東經營

最近公布の法令  
支那の金融財政狀態  
幣制改革第一年に於ける  
帝國在郷軍人會の概要  
漁船保險法に就て  
支那の金融財政狀態

内閣官房總務課(一九)

農林省水產局(一九)  
陸軍省新聞班(一三)

## 漁船保険法に就て

農林省水産局

一まへがき

漁船は一般船舶に對して特殊的な地位に立つて居る。それは一般船舶は單に海上を運航することを主たる目的とするに反して、漁船は海上を運航するは勿論、更に魚群の去來に従つて日夜の分ち無く、時には荒天あらそんをも冒あおして漁獲に從事しなければならぬ點に於て、更に又一般船舶に比して危險の多い點に於て、また其の危險の性質に於て著しく其の趣を異にして居るからである。従つて漁船に起る海難に對する救濟施設も亦一般船舶に對するそれに比して特別なものでなければならぬ。漁業社會に於て漁船に特有なる海難救濟施設としての漁船保険制度を要望し來つたのは、此の理由に依るものである。

政府に於ても亦夙ゆに其の必要を認めて、大正十四年の交より、漁船保険法制定の準備を進め來つたのであるが、今度、去る第七十回帝國議會に、漁船保険法案及漁船再保険特別會計法案を提出し、其の協賛を経て去る三月三十一日公布せられ、茲に漁業者が十數年間切望し續けて來た漁船遭難救濟に対する恆久的立法が確立せられるに至つたのであつて、近時沿岸漁場の荒廢に因り漁村の窮乏甚だし

### 刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學藝術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

### △週報最近發行掲載內容△

- 第二十四號 △紀元二千六百年に就て
- △國防上より見たる米穀の問題
- △我國に於ける犯罪現象
- △永代借地權の撤廢成る
- 第二十五號 △母子保護法に就て
- △第七十回帝國議會の概觀
- △最近のヨーロッパ情勢
- △獨逸の労働奉仕團制度
- 第二十六號 △賃價安定施設法に就て
- △浦鐵の躍進
- △現下の財政經濟政策に就て
- 第二十七號 △今次總選舉の意義
- △總選舉と國民の覺悟
- △選舉と國民の務
- △獨伊を中心とする歐洲の動き
- 第二十九號 △國際勞動會議に就て
- △投票率
- △前回總選舉に於ける府縣別投票率
- △現下の財政經濟政策に就て
- △獨伊を中心とする歐洲の動き

本誌より轉載の場合は、原報に依する旨を明記し且特許會に申出せられたし  
本誌の掲載事項に對する希望  
其の他掲載に關しての意見は  
進んで個別委員會に申出され  
たし

く其の更生方策の実施が痛感せられて居る際に、本法が制定せられたことは、漁村の更生上は勿論、漁船に依る漁業經營に革新的氣運を齎す上に於ても、實に效果多きものと考へられるのである。

以下漁船保険の必要性、我國漁船保険の現況及漁船保険法の内容につき概説することとする。

## 二 漁船保険の必要性

漁船は漁業者にとっては唯一の生産手段であると共に、唯一の重要な財産である。其の漁船に發生する海難は、漁業者の唯一の財産を奪ふばかりでなく、生産の機會を奪つて終ふ。時には其の生命をも惜みなく奪つて終ふ。生命に對する対策は別として、我國に於ける漁船が海難に因つて年々どれ位の損失をして居るかについて、最近十箇年間に於ける一箇年平均損害額を見ると約二百萬圓である。其中漁船の損害は約百三十五萬圓、漁具の損害額は約五十五萬圓、其の他の損害が約十萬圓である。最も損害の多かつたのが、昭和八年の四百八十萬圓である。

然るに現在に於ては、之等の損害に対する救済については、殆ど適當な施設がない。従つて漁業者は一度海難に遭遇すると、代船を建造することが出来なくなり、之に因つて再起不能になる場合も屢々見受けられるのである。

右のやうな實情であるから、漁船保険制度の確立は不時の災害に因つて生ずる損害を經濟的に救済し、漁業者の漁業經營を安定させると同時に、從來金融上の利便を殆ど與へられなかつた漁船に擔保として、漁業の振興、漁村の更生に對して力強い支援を與へることとなるのである。

## 三 漁船保険の現況

現在我國に於て海上保險會社中、漁船の保険を取扱つて居るものは約十社ある。之等の保險會社が取扱ふ漁船保険の實情を見ると、其の普及は甚に微々たるものであつて、其の漁船保険は、海上保險の營業の全體から見ると、極めて僅かな部分を占めて居るに過ぎない。蓋し之等の保險會社の取扱ふ保険は、概して漁船の價額が少額であつて、其の漁船の所在が全國の津々浦々に被所に一かたまり、此所に一かたまりと言ふ風に散在して居るのであるから、其の加入を普及する爲には營業費が嵩まわり、自然保険料が割高となり、更に又會社の營業方針を以てしては、監督が充分に行はれたらば道德的危險の防止も亦行はれ難い等の諸事由に基くものと思はれる。

従つて、右のやうな缺點を補つて漁業者の要求を満足させるやうな施設としては、相互保険を目的とする漁船保険組合制度が最も適當と信ぜられるのであつて、現に歐洲諸國に於ては、漁業者の相互扶助の精神に則り、早くから漁船保険組合制度が發達して居り、英國、獨逸、佛蘭西等の諸國に於て其の活動の見るべきものゝ多きに徵しても明らかである。幸ひ我國に於ては船譜の如き制度により早くより隣保共助、相互扶助の精神が醸成せられて、既に漁業組合、產業組合の形で發達して居る。從

つて漁船保険組合の指導精神も亦こゝに在るべきものとし、漁船保険法は此の精神を骨髓として立案せられた。此の意味に於て漁船保険法は一般船舶を對象とする保険業法と異つて、漁業者向き、漁村向き即ち協同組合的であると言ふことが出来る。

#### 四 漁船保険法の内容

##### (二) 漁船保険法の組み立て

本法は全文三十九箇條から成り、三章に分れ、第一章は漁船保険組合、第二章は漁船再保険、そして第三章は罰則になつて居る。此の中本法の實體を爲すものは、第二章及第三章である。

第一章は、漁船保険事業を爲す主體である漁船保険組合の組織と、其の組合の爲すべき保険行為の準則を定めて居る。

第二章に於ては組合と政府との間に成り立つべき再保険關係を規定して居る。之は漁船保険組合だけで保険を爲さしめるときは、危險の分散が狹少であるばかりでなく、暴風雨、海嘯等に因つて危險が地方的に密集中して来る場合には、組合は豫定以上に保険金を支拂はなければならなくなるので、政府が組合の負擔した危險の大部分を負擔して、危險を全國的に分散させて、地方の各組合の事業の安定を圖り、以て本法に依る漁船保険制度を恒久的基礎の上に置くやうに意を配つたのである。

##### (二) 漁船保険組合の構成

本法に依る漁船保険組合は、漁船の所有者が其の所有する漁船を保険する爲に、斯る希望を持つ者が多數集まつて設立することが出来る。言ひ換へれば此の組合の漁船保険制度を利用しようとする者は必ず此の組合員とならなければならないのであって、組合外に在つて組合と自分の所有する漁船を保険に付けることは出来ない。何故なれば、前述のやうに本組合の指導精神は組合員同志の隣保共助的、相互扶助的或は協同組合的な精神を基調として居るからである。組合の盛衰は組合員に直ちに反映し、組合員の行爲は逆に組合の盛衰に影響する。従つて一組合員の保険は自己の爲の保険であると同時に他の組合員の爲の保険となる。即ち實質的に組合員は自己所有の漁船につき保険せられるとともに他の組合員の漁船につき保険して居る關係に在る。

漁船保険組合の設立については、本法は一定の手續に従つて設立の準備を行ひ、農林大臣の認可を得て始めて設立せられること、定められて居る。

斯の如くして設立せられる漁船保険組合は社團法人ではあるが、本組合は組合員相互の利益を図ることを目的とするものであつて、社會一般の公益を目的としてゐない。此の點に於て公益法人ではない。又彼の海上保険會社のやうに營利を目的としてゐない點に於て營利法人でもない。従つて本組合は、公益法人でもなければ、又營利法人でもなく、漁業經濟上漁業者に對して一種特有なる便益を齎す

らすことを目的とする所謂中性的法人であると言ふことが出来る。

### (三) 漁船保険組合の種類

保険の目的となるべき漁船の範囲は總額數百噸以下の動力附漁船から櫓櫻かくであやつる小漁船に及ぶことを原則とするのであるが、例外の場合と雖も總額數千噸を越えることはない。之等の漁船の中、危険の程度が相似たるもの寄せ集めて相互保険を爲させることが、保険の經營上必要とせられる。例へば、トロール漁船とか、鮪鮎漁船の如きものを各、一組合に纏めることが適當とせられる。此のやうに相互に業態の似た漁船だけを集めて作る組合を特別漁船保険組合と言ふ。如何なる漁業に從事する漁船を以て、斯る組合を作らせるかについては、豫め農林大臣が漁船の從事する漁業を指定することとなる。

右の指定漁業以外の漁業に從事する漁船は一定の区域内にあるものだけが集まつて、地區的組合を作らせることとする。之を前の特別漁船保険組合に對して、普通漁船保険組合と言ふ。

漁船保険組合は右の二種類の中、何れか一つに屬さなければならない。そして特別漁船保険組合は其の組合同志で、又普通漁船保険組合は其の組合同志で同一区域内でせり合ふことは許されない。無駄な競争の爲に相互に其の仕事に支障じざうを來すことを避ける爲當然なことである。

特別漁船保険組合の區域は其の保険の性質上數府縣に亘るのを普通とするが、普通漁船保険組合の

### (四) 漁船保険の意味

本法に於て漁船保険と言ふのは、漁船の所有者を以て組織する漁船保険組合に於て組合員の漁船につき滅失、沈没、損傷其の他の事故に因つて生ずることあるべき損害を補償することを約し、組合員が之に對して保険料を支拂ふことを約することに因つて成立する相互保険である。

漁船保険を形式的に見ると、組合員は其の所有する漁船につき組合と保険契約を爲すに過ぎないが、之を本質的に見ると、其の組合員の爲す保険契約は他の全部の組合員の集團と爲すものであつて、組合は便宜的に其の集團に代つて保険契約を爲して居るに過ぎぬ。此の場合組合は企業者としての保険者ではない。何となれば一見組合の利益又は缺損と思はれるものは實は組合自體のものではなく、組合員全體のもの、利益であり缺損であるからである。例へば組合が保険金の支拂ひに不足を生じた場合に、追徴金として各組合員から追徴保険料を豫出させることを得させて居るとか、或

は又場合に依つては、保険金額を削減して組合の急場を脱する途を開いて居るとか、更に又、若し組合の運営が順調に進んで剩餘金が生じた場合には、それを各組合員に分配することが許されて居る點等を綜合して考へるならば、組合は保険關係に於て實質的の主體ではないと謂はなければならない。斯く考へるときは組合員が組合と爲す保険契約は、實質的には組合に對して爲す契約ではなくて、他の組合員全體と爲す契約である。従つて組合員は被保険者であると同時に保険者であると言ふ二重の地位に立つて居る。漁船保険とは斯る意味に於て、謂ふ所の相互保険である。

斯る意味に於て相互保険としての漁船保険は、相互扶助的であり、隣保共助的であり、更に又協同組合的であると謂ふことが出来る。

### (五) 保 險 料

漁船保険をめぐつて一番問題となるのは保険料についてある。政府が漁船保険法を制定して漁船保険制度を確立しようとして居るのは、單に保険事故の發生に因つて支拂ふ保険金の支拂條件を組合員に便宜になるやうに圖らうとするのみでなく、保険料も可及的に低廉に漁業經營に支障を來さない程度に止め、而も組合の維持存續にも差障りの無いやうに考慮しようとするとする點に在る。

政府は既に昭和二年十月以降昭和十年九月迄過去八箇年に亘つて、全國主要漁船所在地百八箇所に於て大約一萬五千隻の漁船について實施した調査資料に基いて海區別(九海區)道府縣別、動力の有

無別、木製鋼製別、船齡別、漁業の種類別(三種)及噸數別(八種)に之を集計して危険率を算出し、更に夫々安全率に相當する値を算出し、之等に依つて純保険料率を定め、之に附加保険料率を加算して保険料を算定して、漁船保険組合の保険料の基準とする方針である。

漁船保険の運営上最も懸念せられるることは組合員の保険料の拂込如何であるが、既に發達して居る漁業組合業と連絡を保つて、其の漁獲物販賣所等に於て豫め賣揚代金中から控除して積立つる等の方法に依るならばさしたる不便もないものと考へられる。

### (六) 保 險 金 額

一般の船舶保険に於ては大體船價の七割程度を保険金額として居る。詰り會社が船價の七割につき危険を擔保し、残りの三割につき被保険者に危険を負担せしめて居る。例へば船價が一萬圓であるとすれば其の三割の三千圓は被保険者の損失になる。之は通常起り勝ちな道德的危險を防止する方法として保険會社間に守られて居る慣習である。漁船保険に於ても原則として此の例にならつたが、組合員の保険常識の如何に依つては七割以上とするものと認め得る。

### (七) 保 險 期 間

一般船舶保険の例にならつて保険期間は原則として一年とした。蓋し保険期間を長期にすること

は、漁船の保険價額が年々減少してやゝもすると超過保険になつて組合員に意外の感を與へることは實施上芳しくないことを慮つた爲である。但し行方不明、遭難状態の繼續等の特別の事由ある場合に於ては保険期間の延長を認めること、又漁船の船齢、特別の危険等の特別の事由ある場合には一年未満の保険期間をも認めることがする方針である。

#### (八) 組合の 填補責任

保険の目的たる組合員の漁船が海難に因つて損害が生じた場合には組合は、其の組合員に對して行つた保険約款の取り極めに従つて、其の損害を填補しなければならない。本法に於ては成るだけ漁業者の操業に便利を與へるやうにと言ふ配意からして保険金を支拂ふ原因となる海難を限定することなく、「滅失、沈没、損傷の他の事故」と言ふ言葉を以て、漁業者が操業上蒙る打撃を網羅して、それ等の經濟上の打撃を救濟する途を講ずるやうにした。

其の外、漁船が危険に遭遇して損害を蒙むらうとする際とか、損害が刻々擴大しようとする際に、組合員をして其の損害を防止し、又は輕減せしめることは本漁船保険制度の精神より當然要求せられる義務ではあるが、本法に於ては特に此の精神を強調すると共に組合員の義務とした。但し損害の防止輕減の爲必要又は有益であつた費用は、損害の防止輕減の效果の有無に拘らず、命令の定むる限度内に於て組合で填補することになつてゐる。

尙漁船が沈没、行方不明又は修繕不能等の場合には一般海上保険の慣例にならつて保険委付を爲しえること、し、組合員が其の漁船を委付したときは、法令に基いて組合は其の保険金全部を支拂ふこととした。

特にこゝに注意を促したいことは、漁具も必要に應じて保険の目的とすることも出来るが、漁具だけを保険に付けすることは出來ない。漁具を保険に付けようとする爲には、其の前提として、其の屬して居る漁船が先づ保険に付けられて居ることが絶對的條件である。

今後組合と組合員との間に爲される保険契約の種類は、其の填補の種類に依つて異なる。之は各組合員の保険常識の程度、組合の成績等に依つて當然異ならなければならないが、本漁船保険制度に於て豫想せられる契約の種類は(一)全損救助費擔保、(二)分損(當然全損の場合をも含む)救助費擔保、(三)分損救助費擔保及衝突損害賠償の三種類になる。此の中最も行はれ易いのは(一)の場合であり、(二)、(三)は各組合員が保険に對する理解が進むに従つて漸次普及せられるものと考へられる。

#### (九) 損害額の算定

損害が發生して組合が保険金を支拂ふ場合一番問題になり勝ちなのは、其の損害額の算定である。そこで組合内に評價委員制度を設けるとか、其の他適當なる評價方法を定めることに依つて、公當なる算定を爲させること、し、政府に於ても豫め算定方法の標準を定めて其の標準に依つて指導し監督

する方針である。

### (十) 再 保 險

政府が再保險を管掌する趣旨は既に述べた通りであるが、政府の墳補責任の發生するのは、組合が組合員に對して墳補の責任が發生した時である。委付を爲し得る利益を有し、權利を有するものは組合員であるが、組合が無闇に委付の引受を爲すことは、直ちに政府に影響することが多い。何故なれば政府は組合の引受けた保險金額の七割を再保險して居るからである。そこで組合は組合員の被保險漁船につき委付の原因たる事由が發生したときには遅滞なく損害發生の経過、委付の原因等について通知させ、組合が委付に依つて取得した一切の權利の行使又は處分方法につき政府の指圖に従はせることとし、其の權利の行使又は處分に依つて得た金額の歸屬を合理的にするやうにした。

### (十一) 漁船再保險審査會

再保險に關する事柄について、若し組合が政府に對して民事訴訟を提起するやうな場合には、漁船再保險審査會の議を経ることを要するものとしたのは、簡易なる解決方法を供するものであつて組合保護の趣旨から出て居る。

## 帝國在郷軍人會の概要

陸 軍 省 新 聞 班

### 一 軍人會の目的と創立

帝國四圍の環境と、國情とに鑑みる時は、一朝有事の場合には成るべく速かに戰爭の終結を告げることが望ましい。之が爲には平時より戰時編制に近い國軍を建設維持することが必要である。併し戰時兵力の増大せる今日、平時より此の要求を充すに足るだけの編制を探ることの困難は敢て多言を要しない所であつて從つて戰時國軍の大部は是非共在郷軍人を以て之を編成せねばならぬ。即ち在郷軍人は現役軍人の延長であり外廓であり、戰時第一線に立つべき將兵の待機の姿勢である、又一面に於て在郷軍人は國民としては活動の第一線に立つべき人々である。此の意味に於て、在郷軍人は戰士として將又産業人として實に重要な地位を占むるものであつて、其の精銳なると否とは國家國軍の興隆發展に至大の關係を有つのである。

在郷軍人會は、斯る重要な職能を有する在郷軍人が、互に協力一致、聖旨を奉體して軍人精神を鍛錬し、軍事能力を増進するを本旨とし、兼ねて社會の公益を圖り、風教を振作し、恒に國家の平城たり國民の中堅たるの實を擧げるのを以て目的とするのであつて、在郷軍人をして良兵良民たるの

實を擧げしむる修養團體に外ならぬのである。

此の目的の爲に帝國在郷軍人會が生れたのは明治四十三年で、本年恰も二十有七年を迎へた譯である。而して其の創立は明治天皇の御恩召に依り、時の陸軍大臣寺内正毅大將が主として其の任に當られ、伏見宮貞愛親王殿下を總裁に戴き、時の天長の佳節十一月三日を以て東京に發會式を擧げたのである。本會は當初陸軍々人のみを會員としたが、大正三年十月陸海軍協力提携することとなり、本會の組織は大要整ふに至つた。茲に於て同年十一月三日復くも左の優渥なる勅語を賜り在郷軍人の進むべき道を御宣示あらせられた。

朕惟フニ國防ノ完備ハ汝在郷軍人ニ待ツモノ洵ニ多シ汝等戮力協心陸海一致シテ益々軍人精神ヲ鍛錬シ軍事能力ヲ増進シ鄉ニ在リテハ忠良ナル臣民ト爲リ軍ニ從ヒテハ國家ノ干城ト爲リ以テ其ノ本分ヲ盡サムコトヲ期セヨ。

之實に在郷軍人に賜つた指針であつて、之によつて在郷軍人會の基礎は愈々鞏固となるに至つた。本會は畏き邊りの思召に依り總裁として伏見宮貞愛親王殿下、次いで園院宮載仁親王殿下を戴くの外、屢々勅語、御沙汰或は御内帑金を拜し又幾多の特典をも賜つて居り、會員一同は唯恐懼感激の外なく感奮興起して聖恩の萬一に對へ奉らんことを期して居る次第である。

## 二一 發展の趨勢と組織の改正

如上の光榮に浴しつゝある在郷軍人會は、此の辱なき皇室の寵眷に感激し、會員一同渾身を匪躬の節を致して日夜報效の誠を誓ひ、且國民の信賴に背かざらんことを期すると共に、一面時運の推移に鑑みて會勢の伸展に努めつゝ二十有餘年を経、今や團體數一万五千餘、會員數約二百九十萬人に達し、名實共に國民の中堅團體として健實なる發達を爲しつゝある。

然るに其の後世界情勢の變化、殊に滿洲事變以來我國を繞る四圍の環境は時を逐つて緊張を加へ、國力の充實急を要する今日の如きことなきの秋、之が爲重大なる使命を有する軍人會の強化發展が愈々切實となつたのに鑑み多年の懸案であつた公的團體として認めらるゝこととなり、昭和十一年十月勅令を以て律せらるゝに至り、茲に從來一個の私設團體であつた帝國在郷軍人會は、其の地位を向上させられたと共に、其の統制強化を圖ることとなり、同年十一月三日勅令及陸海軍省令に依る規程に基いて會則が新たに制定され、軍人會の歴史に一新紀元を劃した譯である。

此の割期的制度の改正、それは軍人會の地位の向上と統制の強化とが二大重點ではあるが、それと共に見逃すことのできないことは、今日迄同會を發展せしめて來た自治の長所は十分に之を取り入れ、遂に全部を統制的に律すると云ふが如き急激なる改變を避けたことである。元來軍人會は前にも述べた成立の本義から見て、良兵良民の實を擧ぐる爲に會員が修養すべき機關で、其の主眼は平戦兩時を問はず軍の任務に寄與することである、従つて假りに今戰時召集の際の事のみを對象として考へたならば、是非共軍隊的統制に終始せしむるに如かないが併し又、會の目的なり其の成立なり乃

至會内の實情等を考察する時、軍隊的統制を行ふは必ずしも適當と認め難いので、自治の長所は飽迄之を尊重し、其の短所を棄てる様に指導し、會員の自覺、自律に依つて軍紀統制に近づかしめ、以て自治統制の實を擧げようとするのが今次制定された規程や會則の精神である。

尙今回の組織改正に當り特に  
朕時勢ノ推移ト國防ノ整備トニ鑑ミ茲ニ帝國在郷軍人會ノ組織ヲ確立セシム汝在郷軍人克ク先朝ノ聖諭ヲ體シ其ノ本分ニ顧ミ戮力奮勵以テ朕カ倚信ニ副ハムコトヲ期セヨ

との懇惾なる勅語を賜つたことは恐懼感激の至りに堪へない次第である。

### 三 軍人會の事業

本會は常時前述設立の目的を達する爲必要なる事業を行ひ居るが、之が計畫及實施に付ては左記要綱に則る如く指示せられてある。

- 一 聖旨を奉體し軍人の本分を恪守すること
- 二 軍軍の任務に寄與するを主眼とすること
- 三 階級秩序を重んじて鞏固なる團結を形成すること
- 四 犠牲奉公の實を擧ぐること
- 五 實踐躬行の範を郷黨閭里に垂ること

而して此の要綱に則り爲すべき行事の準據すべき所は會則に示されてある通りで、要は軍人精神の鍛練、軍事能力の増進に努め、其の他召集、徵發、徵兵検査、簡閱點呼等の援助、未入營未入團兵の教育等兵事關係業務の援助等を爲すの外、青年學校教練の帮助、秩序維持の援助、防衛救護事業への協力、國防思想の普及、思想の善導、風教の改善等國家公共の事業に協力援助し、或は戰公傷病軍人及其等の家族に對し、必要に應じ慶弔慰藉若は扶助を行ひ延いて社會の融和協調の美を助成し、或は過去戰役を記念し、戰傷死者の祭典、遺族の救助等、隣保相助に努力する等で、今日迄之等事業に精進し、國家社會に寄與し來つた事は寛に數くない。

特に滿洲事變に際しては銃後の活躍によつて當局の施策に協力せる功績は國民の均しく認める所である。而して特に此の國家的大なる貢獻の裏には會員一同の犠牲的精神に燃ゆる涙ぐましき迄の奉仕のあつた事は見逃すこと出来ない。

### 四 軍人會の組織

本會は陸、海軍大臣の監督を受けるものであつて、會の團結及事業實施上の單位としては分會がある。分會は一般には各町村の區域内に住んで居る會員で組織し、行政區劃、小學校通學區域又は交通其他地方の状況に依つて通常班に區分され、班は更に最寄の人員若干を以て組に區分することが出来る。此の單位である分會を郡市——大都市では區——の區域を總めて聯合分會を作つて居る。此の聯合分會を内地では各聯隊區毎に總めて支部を置き、各師管内の支部を以て聯合支部を組織し、東京

に本部を置いて之を統轄するといふのが組織の一般である。其の他朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、支那、南洋其の他の海外に於て内地の事情と異なる所に於ては、夫々現地の事情に應じて規定されて居る。尙工場、礦山、會社又は鐵道等一つの勤務先に多數の在郷軍人を有する所に於ては、指導統制上其の所屬の會員を以て分會を組織することを得、又市及聯合分會を設置しある町村に於て同一聯合分會の区域内に居住する海軍正會員が多數であつて分會として事業を實施させるのを適當と認むるときは、當該聯合分會内に海軍正會員を以て分會を組織させることが出来る。

本會は總裁として閔院宮載仁親王殿下を奉戴し役員としては會長副會長は現役在郷を間はず適當なるものを充てること、し、聯合支部長は師團司令部附少將、支部長は聯隊區司令官、聯合分會長及分會長には在郷者を以て充て、居る。

本會の會員は正會員、特別會員及名譽會員の三種に分ち、在郷軍人は進んで本會に加入するやうに指導されて居り、殆ど大部分に加入して居る。

## 五 結 び

以上に於て軍人會の梗概を述べたが、要するに本會は實に國防上重要な團體であるばかりでなく、國家公共の爲にも緊要なる團體である。國民各位に於かれては如上本會の使命と其の内情とに鑑み、我等の軍人會として、之が發展向上に萬端の同情と後援とを惜まないことを切望してやまない。

## 幣制改革第一年に於ける 支那の金融財政狀態

外務省情報部

### 一 新幣制実施の結果

昨一九三六年度は、新幣制実施の第一年として支那の財政にとって頗る重大な時期にあつたもので、同年に於ける支那の財政金融の状態は、今後の情勢を卜する上に非常に参考となるものである。

一昨一九三五年十一月三日附財政部佈告を以て發表された新幣制は、言ふ迄もなく支那財政の上に大改革を行つたものであつた。新幣制は一種の管理通貨で、銀弗銀塊の通用を禁止し中央、中國、交通の三銀行紙幣を法貨として強制通用力を附與したものであつたが、銀との兌換は認めず、銀は國有とし發行準備管理委員會を設け、私有的銀貨、銀塊は新紙幣との強制交換を命じ、これを發行準備管理委員會に交付せしめるものであつたから新紙幣は全く銀と關係のない擬制法貨である。而も新幣制に於ては支那の通貨一元を英貨の一毫二片半見當とすることに基準を定め、これを政府の統制力によつて維持しようといふものであつた。

新幣制が實施されるや、恰も爲替の躍騰、物價の低落によつて殆ど全實業界が異常に窮屈してゐた時であつたから一般に歓迎され豫期以上の效果を收め、爲替の安定は政治的不安、主要外貨の騰落があつたにも拘らず、從來嘗て見なかつた程度に維持され、而も當局の通貨統一に對する努力の結果、法貨は一般に流通し、廣東、廣西地方にまでも普及され、廣東省銀行の毫銀券は、昨年八月以來一元五十に安定し、また廣西では同じく十一月以後、新紙幣が地方的紙幣に代る唯一の通貨として用ひられ、中央、中國、交通の三政府銀行以外の紙幣は市場から去りつゝあると同時に、下落した舊補助貨に代るべき十進法に基く新補助貨の集中的發行によつて、日々の取引も圓滑に行はるゝに至り、爲替の安定、通貨統一の完成に貢献したのであつた。

即ち新幣制の實施に際して、從來の中南、中國農工の二銀行券は中央銀行に、四朋、中國實業の一銀行券は中國銀行に、また中國通商、浙江興業、中國製糖の三銀行券は交通銀行に夫々接收された。補助貨については昨年一月十一日附で公布された補幣條例によれば、從來の銀補助貨及五角、二分、一厘、二厘の補助貨幣の鑄造を廢止し、新補助貨幣として、二十分、十分、五分の三種のニッケル貨（重量は夫々六、四五及三グラムで品位は純ニッケル）及一分と半分の二種の銅貨（重量は夫々三・五及一・五グラムで品位は銅九五、錫五）の鑄造を規定したのであつた。

一九三五年十一月三日の新幣制實施の時に於ける政府銀行の銀行券發行高は四億二千七百萬元であつたが、昨年末には十一億四千三百萬元に増大を示して居り、この數字は一應異常なインフレーシヨンである。

## 二 銀問題と米國の援助

通貨の統制と共に銀の國有も進捗し、昨年末までに發行準備管理委員會は三億元の新らしい銀を收得したのであるが、他方新幣制の實施後間もなく米國政府に對して一オンス六十仙の割合で約五千萬オントスの銀を賣却し、昨年の五月には更に多額の銀を賣却するための取極めが結ばれたが、この所謂米支銀協定は、成立の經過及内容について米支兩國政府共に公表してゐないので詳細は不明であるが、傳へられるところによれば、五月十二日ワシントンに於て調印され、（一）銀價の安定に關する協定、（二）米國は一オンス五十仙で支那から七千萬オントスの銀を買入れ、その代金は金及信用借款として米國內に於てこれが支拂ひをすること、（三）支那の通貨の安定及貿易決済に要するクレデットを設定すること等を内容とするものであるといふ。斯くて爲替の安定と共に、幣制改革の目的を達成するため財政當局が利用し得る財源を増加したのである。

なほ米支銀協定に引續いて五月十七日、國民政府は「新幣制補強工作」を發表したのであるが、これによれば支那政府は

- (一) 銀行券の發行に對しては常に金、爲替及銀の充分な準備を維持するものであるが、その中で銀は準備の最低限度を發行額の百分の二十五と規定する。
- (二) 商民の便利を圖るために半元及一元の銀貨を鑄造して硬貨の種類を完成する。
- (三) 法幣の地位を一層鞏固ならしむるために現在の銀準備の外に巨額の準備増加を圖ると共に、金及外國爲替の保有をも増加する。

ことに努めたといふのである。

而して幣制改革の結果管理通貨を採用するに至つた支那にとつては、銀の保有は最少限度の準備と上記の「新幣制補強工作」による新らしき銀補助貨の鑄造用とを除いては、その必要が無くなつたのみならず、他方世界市場に於て銀を賣却することは、その價格を甚だしく落すこととなるので、この米支銀協定は、支那の有つて居る銀の秩序ある處理のために、新らしい辦け口を開き、併せて支那の外貨保有量を増大したものであり、同時に米國の銀購買法の要求するところを充たさんとする努力を援助したもので、米支双方の利益のために最も好都合のものであつた。何れにせよ、この米國の助力は新幣制の成功に對して大なる支持と言ふべく、銀問題に對する有力な援助であつた。

### 三 爲替の安定と國際收支

新幣制は爲替の安定によつて支那の財政的信用を増すと共に國際貿易を圓滑ならしむるの結果ともなほ一九三四年から昨年度までの輸出入の對照を示せば左の通り。(單位百萬元)

年 度	輸		入		輸		出		入		超	
	數	量	指	數	價	值	指	數	價	值	指	數
一 九 三 四												
一 九 三 五	七三三五	一〇三〇		九一九	九四一	五三五		四九五	三四三	二三六		
一 九 三 六	七〇二五	九一九		七六五二	七〇六	五七六		八三五二	九一三七	八七八二		
一 九 三 七	三七六二	六八三二		六九九七	八七八二	七〇六		九四一	一一五・三五			

なつた。海關の報告によれば、昨年の純輸入額九億四千五百四十四萬四千七百三十八元に對し、純輸出額は七億五百七十四萬一千四百三元で、入超は二億三千五百八十九萬三千三百三十五元である。

なほ一九三四年から昨年度までの輸出入の對照を示せば左の通り。(單位百萬元)

年 度	輸		入		輸		出		入		超	
	數	量	指	數	價	值	指	數	價	值	指	數
一 九 三 四												
一 九 三 五	七三三五	一〇三〇		九一九	九四一	五三五		四九五	三四三	二三六		
一 九 三 六	七〇二五	九一九		七六五二	七〇六	五七六		八三五二	九一三七	八七八二		
一 九 三 七	三七六二	六八三二		六九九七	八七八二	七〇六		九四一	一一五・三五			

輸出入價格は爲替及國際的物價變動のため、支那貿易の眞相を示してゐないのであるが、輸出入の五五七%を占める主要貿易品十三品目を基礎として最近の貿易量を計算すれば次の通りである。(一九三三年を一〇〇として)

昨年に於ける輸入數量指數の激減は麥、麥粉、綿布、米、棉花、ケロシン油（これらの品目は一九三三年には總輸入の六五・九%を占めて居る）の輸入減によるものであり、また昨年に於て數量指數と價值指數との懸隔の甚だしいのは、支那主要輸出品の需要が減じたにも拘らず價格の騰貴したのによるものである。

更に支那が自動調節の銀本位制を採用してゐた當時には、毎年の國際收支の順逆は金銀の移動について表示されたのであつたが、新幣制の實施と共に金銀の移動は順逆を示さないのである。昨年度に於ける國際收支を示せば（單位百萬元）

(A) 支拂勘定	
(一) 貿易及貿易外	一、二四一五
(イ) 商品輸入	九四一五
内譯 海關報告	二〇〇〇
密輸出及無登録	一二七八
(ロ) 外債元利拂	七六七
内譯 海關	一四三
小麥及棉花（對米）	六四
鹽道	三〇四
(B) 受取勘定	
(一) 貿易及貿易外	八一一六
(イ) 商品輸出	七〇五七
内譯 海關報告	一、三五一三
資本勘定内容未詳	四二五五
合計	一、七七六八

## 熊狀政財融企の那支るけ於に年一第革改制幣

過少評價（一五%）推定額一〇五九		二、資本勘定
(ロ) 在外支那人の送金	三三〇〇	(イ) 金の輸出
(ハ) 在支外人への支拂（遊行者、布教及 慈善事業關係者、大公使館及領事館、陸 海軍海運を含む）	一六〇〇	内譯 海關報告
(ニ) その他の收入（地金賣却利益金代理 店の手數料及手當、支那人在外投資の收 入）	九〇〇	(ロ) 銀の輸出 密輸出
小計	一三八一六	(ハ) 外債、投資及クレデット 合計

海外華僑からの送金も昨年は相當増加を示して居るが、これは爲替安と海外に於ける支那貨の信用回復、諸外國の好景氣等によるものである。又上記國際收支中に理由不明の四億二千五百萬元の支拂勘定があるが、これに關して、新幣制の下に於ては從來發行準備に供した白銀が、次第に外貨及外國證券に代りつゝあることに注意しなければならぬ。

## 四 公債の整理と物價問題

昨年一月四日、行政院會議に於て可決された「民國二十五年統一公債發行原則」は同年二月二日財政部より公表された。即ち統一公債を發行して現存内國債の長期公債への強制借換を行ひ、更に復興公

債の新規發行を行はんとするものである。統一公債は二月一日附を以て發行され、發行總額十四億六千萬元、利率は年六分で甲乙丙丁戊の五種に分たれ、用途を各種の分別償還に充て、償還期限は甲種十二年、乙種十五年、丙種十八年、丁種二十一年、戊種二十四年、また復興公債は三月一日附を以て發行され總額三億四千萬元で利率は年六分、用途は法幣政策の完成、金融組織の健全、生產建設の補助、國庫收支の平衡及公債市價の調節基金に充てられ、償還期限は二十四年である。なほ統一、復興兩公債共に擔保基金は舊債券に照して關稅の項目から、賠償金及外債を支拂つた殘額を以てこれに充てられることに規定されて居る。

これらの公債の價格は、平和を脅かす幾多の政治的不安、兵亂等があつたにも拘らず、高い標準に安定してゐたのであつた。新幣制實施以後に於ても、依然たる關稅の減收のため財政の窮乏が救はれずその結果からいた徹底した公債政策の採用を必要としたものであつた。即ち從來の三十八種の舊公債を、統一公債の發行によつて統一整理し、從來の支那公債が政府にとつて不利な條件であつたのを修正すると同時に、公債に堅實性を與へたのであつた。なほこれによつて償還期の延長と利率の引下げの結果によつて、今後の債務の遞減を計つたのである。

なほ敍上の新財政、金融政策は國內的に從前のデフレーションの悪い影響を救済し、重要商品の卸賣價格の騰貴を見るに至つた。即ち本年一月に至つて卸賣價格の指數は突然上昇し、以來一時變動を見たが、最近の數ヶ月間には更に上昇を示して居る。即ち昨年十二月の上海に於ける卸賣價格の指數

は一九三五年の十月に比して二六二%方騰貴を示して居るが、これは生計費に於ては僅かに一三%の騰貴であったのであるから、大衆に對してそれ程の影響は無かつた。また輸出品價格（大部分は農產その他の原料品である）は一七六%，輸入品價格は一九三%の騰貴を示した。然しこれは一面にて、金本位ブロック諸國に於ける通貨が平價を切り下げるに至つて以來世界の物價が回復したことでも示すもので、必ずしも支那一國の經濟事情の悪化を示すものではないが、事實に於て新幣制實施以來支那に於ける金融狀態は緩漫となつた。

本年四月三日の中國銀行總會の席上に於て宋子文は昨年の財政事情及新幣制の成功について「昨年に於ける諸情勢は集結的な金融統制の進捗、爲替の安定、物價の回復、經濟界方面的景氣の回復、輸出貿易の向上等を示したものであるが、これら新幣制の効果は、農村の農作にもよるが、尙政府部内に於ける誤解が不當に誇張されたものであつたことをも證明して居るのである。民衆をして傳統的な銀に對する崇拜心を捨てしめることができたのであり、民衆の信賴もこの新幣制成功の一つの原因でもあつた。若しさうした民衆の信賴がなかつたならば、當局が如何に財源を豊富に有つてゐても通貨の安定を維持することは不可能であつたらう」と述べて居る。

〔附記〕本文は主として本年四月三日發表された中國銀行總會に於ける董事長宋子文の報告によつたものである。

## 最近公布の法令

内閣官房總務課

28

第十三号 遇報報第

### ○大正十二年勅令第五百十七號東京區裁判所

(勅令第五百二十號)

震災地に於ける借地借家調停、借地借家臨時處理、和解、證據保全、登記及戸籍に關する臨時事務が終了し、之に從事した職員は不必要となつたので、之に關する勅令を廢止したのである。

### ○農林省官制中改正ノ件

(勅令第五百二十一號)

馬政局官制中改正ノ件

(勅令第五百二十二號)

馬匹去勢に關する事務は家畜衛生事務と共に、從來農林省畜産局の管轄する所であつたが、馬匹去勢は、本來馬の使役を容認ならしむることを目的とするものであるから、一般馬政の事務を管掌する馬政局に於て掌ることに改められたので、關係職員技師一人、技手一人、農林省職員より馬政局職員に組替へ、又農林省に於て、経費安定期の事務に從事せしむる爲、技師技手各一人、及屬三人を増員し、尙米穀統制事務の能率増進を圖る爲、理事官一人を置き、屬二人を之に振替へたものである。

### ○織絲試驗場官制中改正ノ件

(勅令第五百二十三號)

織絲試驗場の製絲及生絲織維の性状に關する試験研究の

### ○營林局署官制中改正ノ件

(勅令第五百二十四號)

國有林產物販賣所官制中改正ノ件

(勅令第五百二十五號)

昭和十一年度以降四箇年計畫を樹立して、遂行中の國有林の潤葉樹利用開發及營運に關する事業、及昭和九年度以降五箇年計畫を以て遂行中の立木處分の改善に關する事業の進捗に伴つて、營林局の技師、技手、技手の定員を各二人、營林署の属、技手の定員を十三人、又東京、大阪兩國有林產物販賣所の属、技手の定員を二人夫、增置し、且山林經營の集約度の著しく増進した國有林地方の營林署當區請員として、技手二百五十人を置き、從來配置せられた森林主事を之に振替へた爲改正せられたものである。

### ○旅順工科大學官制中改正ノ件

(勅令第五百二十六號)

高等官官等俸給令中改正ノ件

(勅令第五百二十七號)

旅順工科大學に於て、昭和十二年から、應用化學に關する學科が増加されることになつたので、教授一人、助教授二人、及助手三人を増員し、又學生生徒の指導監

### ○海軍豫備員令中改正ノ件

(勅令第五百二十八號)

海軍兵職階ニ關スル件中改正ノ件

(勅令第五百二十九號)

海軍豫備員制度を擴大して水陸講習所達洋漁業科卒業者を海軍豫備少尉に任用し、海軍豫備練習生教程修了者を海軍豫備三等水兵又は海軍豫備三等機關兵に採用するに於し、又豫備特務士官以下の兵種を鎮守府に移し、海軍豫備員の服裝年限を官等級に應じ差を設くことを得る規定を新設する等の改正を行ひ、又之に伴つて海軍豫備兵の職階を定めたもので共に四月十五日より施行された。

### ○鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件

(勅令第五百三十號)

最近我國に於ける鐵の價格の現狀に鑑み、公共の安全を保持する爲緊急の必要に由つて、憲法第八條第一項に依つて鐵(特種鉄を除く)の輸入稅を昭和十三年三月三十日迄免除したものである。

### ○朝鮮總督府諸學校官制中改正ノ件

(勅令第五百三十一號)

水原高等農林學校に於て、體操、音楽科新設の爲、教授

### ○關東觀測所官制中改正ノ件

(勅令第五百三十二號)

南洋群島に於ける邦人學齡兒童の增加に伴ひ小學校を設立すると、既設小學校の學級數を増加するとの爲に、創設二十名を増員したものである。

29

最近年公報

露光量違いにより重複撮影



30

○陸海軍諸生徒死傷手當金給與令中改正ノ件

(勅令第百六十四号)

陸海軍諸生徒死傷手當金給與令に陸海軍諸生徒と稱する者の中、陸軍補充令の改正に依つて、陸軍士官候補生は陸軍の士官候補生に包含せらるゝに至つたので之を削り、陸軍士官學校令の改正に伴つて、陸軍士官學校像科生徒を陸軍像科士官學校生徒と改め、又海軍像科候補生の改正に伴つて、新たに海軍像科候補生が設けられたので之を加へたものであつて、陸軍士官學校像科生徒に関する部分のみは八月二日より施行される。

○南洋廳實業學校官制中改正ノ件

(勅令第百五十五号)

南洋廳實業學校の修業年限を二年延長すると共に、農、商兩科を分離教授するに伴つて、委任教諭を新たに二名設け、別任教諭を二名増員し、學校長は委任教諭を以て充てることにし、且六月一日より書記を新たに二名設けるものである。

○海軍給與令中改正ノ件

(勅令第百五十六号)

海軍像科候補者令が改正せられ、新たに海軍像科候補者の制度が設けられたのに伴つて、其の艦船部隊に在る者には、從來の像科練習生と同様被服を交付し糧食を給予することとし、又傷病を受け若は疾病に罹りたる場合

には、官費治療の途を設け、尙海軍像科候補生に對し、海軍に於て教育中の海軍航空像科學生と同様被服を交付し、糧食を給することとする等の改正を行つたものである。

○海軍服制中改正ノ件

(勅令第百五十八号)

海軍像科候補員令、海軍像科候補者令、及海軍兵職階等の改正に伴つて、海軍像科候補生及び海軍像科練習生の海軍に於ける教育期間中の服制、並に海軍像科候補習生の服制を定め、又從來の海軍像科員の服制に若干の改正を加へたものである。

○大正十一年勅令第十七號馬籍法ニ依ル手數料、手當及旅費ニ關スル件中改正ノ件

(勅令第百三十九號)

馬籍法に依る地方局の検査に於て、受験馬の所有者又は管理人に於する從來の手當は馬一頭に付十五錢であつたが之は少額に過ぎるので今回之を六十錢に増額したものである。

○昭和七年勅令第二百五十九號臨時農林省ニ

(勅令第百四十一号)

農林省經濟更生部ヲ設置スルノ件中改正ノ件

(勅令第百四十二号)

農林省經濟更生部の事務の内容に鑑みて、課長に充つる

爲、專任書記官一人を増したものである。

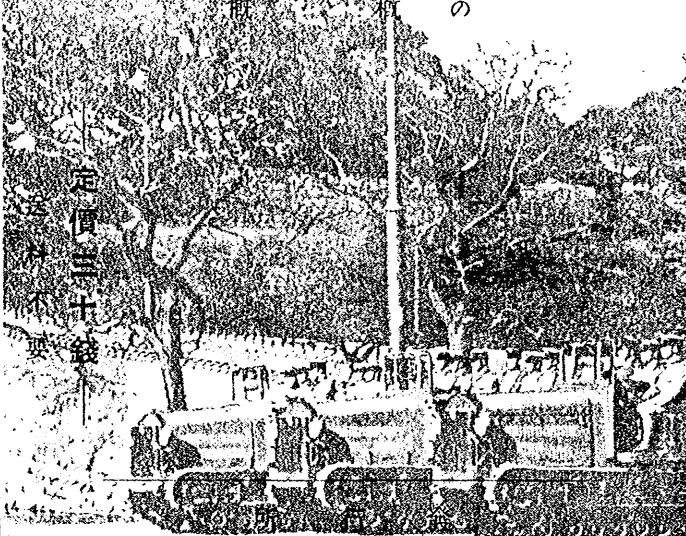
昭和二十年九月一日  
陸軍省編纂

アサヒ新聞社

アサヒ新聞社

# 陸軍省編纂 昭和二十年版 帝國列國の陸軍

△第一篇  
陸軍軍備の  
趨勢と  
帝國陸軍の  
觀



東京市麹町区大手町  
内閣印刷局

一九〇九年一月一日

三十五銭  
不  
要  
價

陸海軍兵士徒死傷手當金給與令中改正ノ件  
海軍服制中改正ノ件  
南洋艦隊撥交制中改正ノ件  
高等官俸給令中改正ノ件

大正十一年勅令第百五十九號賜法ニ依ル手取  
料、手當及賞賚二圖スル件中改正ノ件  
昭和七年勅令第二百五十九號賜時務省  
經濟更生部等設置又ルノ件中改正ノ件

昭和二十年九月一日  
陸軍省編纂

アサヒ新聞社

アサヒ新聞社

# 報週

號一十三第

日九十月五年二十和昭

○米國の五惠通商政策

(外務省情報部)

○企畫廳の新設  
(企畫廳)  
○現下鐵鋼應急對策と  
鐵鋼調査に就て

—(國際時事解說)—

(商工省鑛山局)

官報附錄週報別刷

昭和十二年五月十二日印刷發行

編輯者 情報委員會  
印刷者 東京市麹町區永田町  
發行者 内閣印刷局  
東京市麹町區大手町

所	申	定
内閣印刷局發賣掛	一部 一ヶ年(前金)	五 二圓四十錢 錢 不料送
電話丸ノ内 板替東京二九〇〇番	外國郵便に依る地 域は三圓四十錢	
全国各地官報販賣所	一ヶ年分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	
東都書籍株式會社 東京市神田区 板替京橋二ノ三 九三九〇番	内閣印刷局發賣掛 電話丸ノ内 板替東京二九〇〇番	
最寄書店・驛賣店		

、本書の大字は國定規格A5判

五  
錢